

資料 4

### 議事（3）専門部会の設置（案）について

- ①村上市総合計画審議会条例第 7 条の規定により、専門部会を設置する
- ②専門部会は下記の 4 部会とし、各委員の所属部会は所属団体等に配慮しながら、会長に一任する（名称は仮称）  
ただし、総合戦略部会は審議会会長及び副会長の他に、委員の中から 8 名程度を指名することとする
  - ア) 総合戦略部会  
人口減少対策、交流人口の拡大 等
  - イ) 総務・文教部会  
防災、市民協働のまちづくり、公共交通、情報化、行政経営、学校教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ 等
  - ウ) 市民・厚生部会  
環境、エネルギー、廃棄物対策、交通安全、消費者支援、人権、保健、医療、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援 等
  - エ) 経済・建設部会  
農業、林業、水産業、商工業、企業誘致、観光、物産、雇用、道路、河川、排水路、港湾、水道、下水道、都市計画、景観 等
- ③設置の時期は審議の進捗状況により会長に一任する
- ④各部会は、総合戦略部会を除き、原則、審議会と同日の審議会開催前に実施するものとする（総合戦略部会は別日開催）
- ⑤各部会には座長 1 名、副座長 1 名をおき、発表及び記録は事務局職員が実施するものとする